

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

### 奈良県人事委員会規則第三十四号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和六十三年三月奈良県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「通勤手当」の下に、「在宅勤務等手当」を加え、「（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）」を削り、「所在国勤務の外務公務員」を「派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員の扶養手当は、配偶者に係る分を除く。